

## 幸田町定員適正化計画

一般事務職の常勤の職員は、退職者の補充として職員を採用するのを原則とし、継続的な人員確保のため退職者のいない年でも1人を採用する。

土木技術職等、保育士及び保健師については、継続的な採用活動を行い充足させる。

消防職は、その出動体制を維持するため増員し、85人を目指す。

60歳に到達した職員は、定年に達するまで全員役職定年になることを想定する（調理員以外）。

定年に達した職員は、全員定年前再任用短時間勤務職員として任用されることを想定する（調理員以外）。

調理員については、退職者の補充として職員を採用するのを原則とする。

(単位 人)

基準日	再任用職員以外の職員 (常勤)	再任用職員				
		総職員数			(うち新たな再任用)	
		常勤	短時間	合計	常勤	短時間
令和7年4月1日	388	1	10	11	0	5
令和8年4月1日	395	1	9	10	0	0
令和9年4月1日	398	1	16	17	0	7
令和10年4月1日	405	0	12	12	0	0
令和11年4月1日	410	0	8	8	0	1
令和12年4月1日	416	0	8	8	0	0
令和13年4月1日	418	0	7	7	0	6
令和14年4月1日	424	0	6	6	0	0
令和15年4月1日	422	0	6	6	0	0
令和16年4月1日	428	0	0	0	0	0

備考

- 職員数は、特別職及び地方自治法第252条の7第1項の規定により共同して設置した内部組織の職員を除く。
- 令和5年度から定年が1年おきに延長され、令和13年度に65歳となる（ただし、調理員については、令和5年3月31日時点が定年63歳のため、令和11年度から1年おきに定年が延長される。）。